

浅口市立金光竹小学校 いじめ対策基本方針

令和2年 4月

いじめに関する現状と課題

・本校は全校児童46名の小規模校であり、全体的に家庭的な雰囲気人間関係は良好であるが、各クラスの児童数が少ないため、人間関係が固定しがちである。子ども同士の言動の乱れ等から時折、好ましくない人間関係が生まれることがあり、いじめほどのクラスでも起こる可能性があるという認識で共有している。
 ・現在、担任が児童のトラブルへの対応を主に行っているが、いじめの未然防止の取組をより強く推進するためには、全教職員がいじめへの認識を深め、組織的な取組を行う必要がある。また、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事を中心とし、関係のある学年の担任も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童の意識や人間関係の調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会等を実施し、良好な人間関係を生む教育の推進を図る。
 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・いじめの早期発見のために定期的にアンケート等を実施し、いじめ対策委員会との連携が取りやすい実施時期の工夫を行いながら、得られた情報を教職員間で共有を図る。
<重点となる取組>
 ・いじめに関するアンケートや年2回の教育相談において、児童の悩みや思いについて細かく把握する。また、ここにこタイムや人権週間や人権集会においてトラブルを生まない良好な人間関係をつくっていかうとする意識の高揚を図る。
 ・今後の増加が予想されるSNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための研修を保護者と教職員が一緒にいき、保護者との連携を強めていじめの早期発見と対策を行うことができるようにする。また、児童の発達段階に応じて情報モラルに関する授業を計画的に実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>
 ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA会議や学級懇談会等を活用しいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
 ・児童と関わる機会のある地域の方々や随時、児童の学校外での生活に関する情報交換を行い、いじめの早期発見に努める。
 ・学校便りに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>
 ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応
<対策委員会の開催時期>
 ・每学期1回・必要に応じて随時開催
<対策委員会の内容の教職員への伝達>
 ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。
<構成メンバー>
 ・校外
 スクールソーシャルワーカー、PTA会長
 ・校内
 校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、関係のある担任

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>
 ・市教育委員会
<連携の内容>
 ・保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣
<学校側の窓口>
 ・教頭
<連携機関名>
 ・玉島警察署 生活安全課
<連携の内容>
 ・非行防止教室の実施
 ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
<学校側の窓口>
 ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

①
いじめの防止

(教員研修)
 ・教職員・保護者・児童を対象として、携帯電話事業者から講師を招聘し、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会や授業を行う。
 (居場所づくり)
 ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 (情報モラル教育)
 ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。

②
早期発見

(実態把握)
 ・「いじめほどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、児童の実態把握のためのアンケートを月ごとに実施し、さらに年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
 (いじめの認知)
 ・けんかやふざけ合いであっても、みえないところで被害が発生している場合もあるので、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
 (相談体制の確立)
 ・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
 (情報共有)
 ・児童の気になる変化や行為があった場合、所定のカードに記録を残し、毎週金曜日の生徒指導連絡会や終礼などで教職員間がいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
 (家庭への啓発)
 ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを学校通信等に掲載し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③
いじめへの対処

(いじめの有無の確認)
 ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
 (いじめへの組織的対応の検討)
 ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
 (いじめられた児童への支援)
 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
 (いじめた児童への指導)
 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
 (いじめ解消の定義)
 ・被害者に対する行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続して安定している。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。
 (特に配慮が必要な児童への対応)
 ・発達障害のある児童、外国籍の児童、性同一性障害のある児童、東日本大震災により被災した児童等、特に配慮が必要な児童については、日常的な支援を行い積極的に研修する。